

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	BOD	規格21に定める方法	—
	COD	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	同左
	SS	環境庁告示第59号付表9に掲げる方法	同左
	DO	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左
	底層DO	—	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法
	大腸菌群数	最確数による定量法（BGLB培地によるMPN法）	同左
	n-ヘキサン抽出物質	環境庁告示第59号付表14に掲げる方法	同左
	全窒素	規格45.4又は45.6（規格45の備考3を除く。）に定める方法	同左
	全リン	規格46.3（規格46の備考9を除く。）に定める方法	同左
	全亜鉛	規格53に定める方法	同左
	ノニルフェノール	環境庁告示第59号付表11に掲げる方法	同左
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	環境庁告示第59号付表12に掲げる方法	—
	健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン		規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	同左
鉛		規格54に定める方法	同左
六価クロム		規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	同左
砒素		規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	同左
総水銀		環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	同左
アルキル水銀		環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	同左
PCB		環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	同左
ジクロロメタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
四塩化炭素		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
1,2-ジクロロエタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左
1,1-ジクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
シス-1,2-ジクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左
1,1,1-トリクロロエタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
1,1,2-トリクロロエタン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
トリクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
テトラクロロエチレン		日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左
1,3-ジクロロプロペン		日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	同左
チウラム		環境庁告示第59号付表5に掲げる方法	同左
シマジン		環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左
チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	同左	

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
健康 項目	セレン	規格67. 2、67. 3又は67. 4に定める方法	同左
	硝酸性窒素	規格43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6に定める方法	同左
	亜硝酸性窒素	規格43. 1に定める方法	同左
	ふっ素	規格34. 1（規格34の備考1を除く。）若しくは34. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34. 1. 1c）（注（2）第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びビオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	—
	ほう素	規格47. 1、47. 3又は47. 4に定める方法	—
	1,4-ジオキサン	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法	同左
要 監 視 項 目	クロロホルム	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	—
	1,2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	—
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	—
	イソキサチオン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	ダイアジノン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	フェントロチオン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	イソプロチオラン	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	オキシ銅	環境庁通知付表2に掲げる方法	—
	クロロタロニル（TPN）	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	プロピザミド	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	EPN	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	ジクロロボス（DDVP）	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	フェノブカルブ（BPMC）	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	イプロベンホス（IBP）	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	クロロニトロフェン（CNP）	環境庁通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	—
	トルエン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	—
	キシレン	日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	—
	ニッケル	規格59. 3に定める方法又は環境庁通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	—
	モリブデン	規格68. 2に定める方法又は環境庁通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	—
	アンチモン	環境省通知（ロ）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	—
	塩化ビニルモノマー	環境省通知（ロ）付表1に掲げる方法	—
	エビクロロヒドリン	環境省通知（ロ）付表2に掲げる方法	—
	全マンガン	規格56. 2、56. 3、56. 4又は56. 5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	—
	ウラン	環境省通知（ロ）付表4の第1又は第2に掲げる方法	—
	フェノール	環境省通知（イ）付表1に掲げる方法	—
ホルムアルデヒド	環境省通知（イ）付表2に掲げる方法	—	
4-t-オクチルフェノール	環境省通知（ニ）付表1に掲げる方法	—	
アニリン	環境省通知（ニ）付表2に掲げる方法	—	
2,4-ジクロロフェノール	環境省通知（ニ）付表3に掲げる方法	—	

区分	項目	河川	海域
		分析方法	分析方法
特殊項目	クロム	規格65.1に定める方法	—
	銅	規格52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	—
	鉄	規格57.2、57.3又は57.4に定める方法	—
	マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	—
	フェノール類	規格28.1に定める方法	—
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42.2、42.3、42.5又は42.6に基づく方法	同左
	無機性リン	規格46.1.1、46.1.3又は46.1.4に基づく方法	同左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	—
	濁度	日本産業規格K0101の9.4に定める方法	同左
	電気伝導度	規格13に定める方法	同左
	C1イオン	規格35.3に定める方法	同左
	クロロフィルa	上水試験方法（2011年版）IV.25.2に定める方法	海洋環境調査法（改訂版）9.2.4に定める方法
	トリハロメタン生成能	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	—
	大腸菌数	環境省通知（ハ）に掲げる方法	同左
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	同左
	水温	規格7.2に定める方法	同左
	外観	規格8に定める方法	同左
	臭気	規格10.1に定める方法	同左
	透視度	規格9に定める方法	同左
	透明度	河川水質試験法（案）1.2	海洋観測指針による方法

- 注) 1：「規格」とは、『日本産業規格K0102』をいう。
- 2：「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。
- 3：「環境庁告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』（平成7年6月16日環境庁告示第30号）をいう。
- 4：「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』（平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）をいう。
- 5：「環境省通知（イ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 6：「環境省通知（ロ）」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』（平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水管発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知）をいう。
- 7：「環境省通知（ハ）」とは、『要測定指標の測定の実施について（協力依頼）』（平成23年3月24日環水大発第110324001号環境省水・大気環境局水環境課長通知）をいう。
- 8：「環境省通知（ニ）」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』（平成25年3月27日環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）をいう。
- 9：「河川水質試験方法（案）」とは、全国の一級河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。（1997）
- 10：特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

2 地下水

区分	項目	分析方法
環境基準項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
	鉛	規格54に定める方法
	六価クロム	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
	P C B	環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	クロロエチレン	環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
	シマジン	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素	規格43.2.1、43.2.3、43.2.5若しくは43.2.6に定める方法
	亜硝酸性窒素	規格43.1に定める方法
	ふっ素	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
その他	p H	規格12.1に定める方法

注) 1 : 「規格」とは、『日本産業規格K0102』をいう。

2 : 「環境庁告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

3 : 「環境庁告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。